

財形住宅融資金利のお知らせ（東日本大震災特例措置）

財形融資
（東日本大震災特例措置）

○適用期間

令和6年4月1日～令和6年6月30日までに融資のお申込みをされた方

※ 次回の融資金利改定スケジュール 令和6年7月1日（発表：令和6年6月下旬）

令和6年1月1日～令和6年3月31日までに融資のお申込みをされた方の金利は、本お知らせの最後のページに掲載しています。

○ 融資金利

<団体信用生命保険に加入する場合>

		新機構団信	新機構団信 (デュエット)	新3大疾病付機構団信
当初5年間	融資額3,060万円(*1) までの部分	年 0.00%	年 0.00%	年 0.00%
	融資額3,060万円(*1) を超える部分	年 1.57%	年 1.75%	年 1.81%
6年目以降 (5年経過ごとに見直します。)		未定 *2		

・健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。
その場合の融資金利は以下のとおりです。

当初5年間	融資額3,060万円(*1) までの部分	年 0.00%
	融資額3,060万円(*1) を超える部分	年 1.37%
6年目以降 (5年経過ごとに見直します。)		未定 *2

*1 被災親族同居の場合は3,690万円となります。被災親族同居とは、別居していた申込人と親族の関係にある方がそれぞれ被災し、かつ、新たに建設又は購入する住宅に申込人と同居することをいいます。

*2 見直し後の融資金利は、当該金利が適用される日までにお客さままでにお知らせします。

（融資金利の特例措置について）

融資額3,060万円（被災親族同居の場合は3,690万円）を超える部分の融資金利に係る特例措置になります。

・平成26年4月1日から令和7年3月31日までの間に、中小企業勤労者（常時雇用する労働者数が300人以下である企業に勤務する方をいいます。）が財形住宅融資の申込みをされる場合は、当初5年間は上表の融資金利から年0.20%引き下げた融資金利が適用されます。

・平成27年7月1日から令和7年3月31日までの間に、子ども等を扶養する勤労者（健康保険等において、本人又は配偶者が被保険者等であって、子ども等（※）を扶養する方をいいます。）が財形住宅融資の申込みをされる場合は、当初5年間は上表の融資金利から年0.20%引き下げた融資金利が適用されます。

※ 子ども等とは、次のア及びイに該当する方をいいます。

ア 出生日が次の表に該当すること

申込みの受付時点	出生日
令和6年4月1日～令和7年3月31日	平成18年4月2日以降

イ 申込みの受付時点で、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること

(ア) 申込本人又はその配偶者を被保険者とする健康保険等において被扶養者となっている申込本人の三親等内の親族（申込本人の配偶者の三親等内の親族を含みます。）

(イ) 申込本人を被保険者とする健康保険等において被扶養者となっている申込本人と内縁の関係にある者の子

（ご注意）

・独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う財形転貸融資とは異なります。

・財形住宅融資の金利は、5年固定金利制です。

・5年経過ごとに金利の見直しがありますので、将来の金利情勢によっては、見直し後の金利が上昇し、返済額が増加することがあります。

・融資の条件および手続については、「財形住宅融資のご案内」（東日本大震災特例措置）又は当機構ホームページ（www.jhf.go.jp）をご覧ください。

・長期間の多額の借入金を将来の金利情勢にかかわらず安定的に安心してご返済いただくには、「財形住宅融資」と長期固定金利型住宅ローンを組み合わせてご利用いただくことをお勧めします。

【財形住宅融資】100万円当たりの返済額(めやす)〈当初5年間〉

■借入申込書記入用

【建設融資】【購入融資】【リフォーム融資】共通

据置期間を設定しない場合は、返済期間に応じた返済額をご覧ください。
据置期間を設定する場合は、据置期間欄の毎月の利息をご覧ください。

		〈元金均等返済の場合(第1回目)〉				〈元利均等返済〉			
		団体信用生命保険の加入区分				団体信用生命保険の加入区分			
		新機構団信	新機構団信 (デュエット)	新3大疾病付 機構団信	加入しない	新機構団信	新機構団信 (デュエット)	新3大疾病付 機構団信	加入しない
返済 期間	融資金利 (当初5年間)	年 1.57%	年 1.75%	年 1.81%	年 1.37%	年 1.57%	年 1.75%	年 1.81%	年 1.37%
1年	毎月払い	84,641	84,791	84,841	84,474	84,043	84,125	84,152	83,953
2年	毎月払い	42,974	43,124	43,174	42,807	42,351	42,430	42,456	42,263
3年	毎月払い	29,085	29,235	29,285	28,918	28,455	28,533	28,559	28,368
4年	毎月払い	22,141	22,291	22,341	21,974	21,507	21,586	21,612	21,421
5年	毎月払い	17,974	18,124	18,174	17,807	17,340	17,418	17,444	17,253
6年	毎月払い	15,196	15,346	15,396	15,029	14,562	14,640	14,667	14,475
7年	毎月払い	13,212	13,362	13,412	13,045	12,578	12,657	12,683	12,491
8年	毎月払い	11,724	11,874	11,924	11,557	11,091	11,170	11,196	11,003
9年	毎月払い	10,567	10,717	10,767	10,400	9,934	10,014	10,040	9,847
10年	毎月払い	9,641	9,791	9,841	9,474	9,010	9,089	9,116	8,921
11年	毎月払い	8,883	9,033	9,083	8,716	8,253	8,333	8,360	8,165
12年	毎月払い	8,252	8,402	8,452	8,085	7,623	7,704	7,731	7,534
13年	毎月払い	7,718	7,868	7,918	7,551	7,090	7,171	7,198	7,001
14年	毎月払い	7,260	7,410	7,460	7,093	6,634	6,715	6,742	6,544
15年	毎月払い	6,863	7,013	7,063	6,696	6,238	6,320	6,347	6,149
16年	毎月払い	6,516	6,666	6,716	6,349	5,893	5,975	6,002	5,802
17年	毎月払い	6,209	6,359	6,409	6,042	5,588	5,670	5,698	5,497
18年	毎月払い	5,937	6,087	6,137	5,770	5,317	5,400	5,428	5,226
19年	毎月払い	5,693	5,843	5,893	5,526	5,075	5,158	5,186	4,984
20年	毎月払い	5,474	5,624	5,674	5,307	4,857	4,941	4,969	4,765
21年	毎月払い	5,276	5,426	5,476	5,109	4,660	4,744	4,773	4,568
22年	毎月払い	5,095	5,245	5,295	4,928	4,482	4,566	4,594	4,389
23年	毎月払い	4,931	5,081	5,131	4,764	4,318	4,403	4,432	4,226
24年	毎月払い	4,780	4,930	4,980	4,613	4,169	4,254	4,283	4,076
25年	毎月払い	4,641	4,791	4,841	4,474	4,032	4,117	4,146	3,938
26年	毎月払い	4,513	4,663	4,713	4,346	3,905	3,991	4,020	3,811
27年	毎月払い	4,394	4,544	4,594	4,227	3,788	3,875	3,904	3,694
28年	毎月払い	4,284	4,434	4,484	4,117	3,680	3,766	3,795	3,585
29年	毎月払い	4,181	4,331	4,381	4,014	3,579	3,666	3,695	3,483
30年	毎月払い	4,085	4,235	4,285	3,918	3,484	3,572	3,601	3,389
31年	毎月払い	3,996	4,146	4,196	3,829	3,396	3,484	3,514	3,300
32年	毎月払い	3,912	4,062	4,112	3,745	3,314	3,402	3,432	3,218
33年	毎月払い	3,833	3,983	4,033	3,666	3,237	3,326	3,355	3,140
34年	毎月払い	3,758	3,908	3,958	3,591	3,164	3,253	3,283	3,067
35年	毎月払い	3,688	3,838	3,888	3,521	3,096	3,185	3,215	2,998
据置期間 (毎月の支払い)		1,308	1,458	1,508	1,141	1,308	1,458	1,508	1,141

(ご注意)

上表は、借入申込書にご記入いただく返済額を算出するための100万円当たりの返済額(めやす)です。実際のご返済額は、上表とは異なります。実際のご返済額(めやす)は、機構お客さまコールセンター(0120-086-353)にお問合せください。

住宅金融支援機構 財形住宅融資 商品概要説明書 <東日本大震災特例措置>

説明事項	商品概要
資金使途	東日本大震災によりご自分の住宅が被災した場合に、ご自分が居住するために住宅を建設・購入又はリフォームするための資金 ※ 住宅ローンのお借換えには利用できません。
融資額	次の①又は②のいずれか低い額が融資限度額となります(100万円以上、10万円単位)。 ① 借入申込日における一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の残高(合計)の10倍の額(最高4,000万円) ② 住宅の新築若しくは購入に必要な額及び土地の取得(整備を含みます。)に必要な額(所要額)の90%又はリフォームに必要な額(所要額)の90%の額 ※ 例外もございます。詳しくは、「財形住宅融資のご案内(東日本大震災特例措置)」をご覧ください。 ※ 審査の結果、ご融資額をご希望どおりの金額とならない場合がございます。
返済期間	返済期間は、10年以上(*)で、かつ、次の①又は②のいずれか短い年数が上限となります(1年単位で設定)。 (*)リフォームの場合は1年以上 ① 申込区分・構造等による最長返済期間 ・建設、新築住宅購入、リ・ユースプラスマンション購入又はリ・ユースプラス住宅(中古住宅)購入:35年 ・リ・ユースマンション又はリ・ユース住宅(中古住宅)購入:25年 ・リフォーム:20年 ※ 住宅の建設または購入の場合はご融資の契約日から最長5年間(1年単位)の元金据置期間(利息のみの支払期間)を設定でき、元金据置期間を希望すると、据置期間分返済期間が延長されます。リフォームの場合は返済期間内で、ご融資の契約日から1年間の元金据置期間(利息のみの支払期間)を設定できます(返済期間は延長されません)。 ② 年齢による最長返済期間 「80歳」-「申込本人又は収入合算者(注)いずれか年齢が高い方の申込時の年齢(1歳未満切上げ)」 (注)収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合のみ
融資金利	5年固定金利 ※ 当初5年間は、融資額3,060万円(*)までの部分については年0%が適用され、融資額3,060万円(*)を超える部分については借入申込日現在における通常の財形住宅融資の融資金利となります。 なお、融資額3,060万円(*)を超える部分については、2014年4月1日から2024年3月31日までの間に申込みをされる場合の中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置又は2015年7月1日から2024年3月31日までの間に申込みをされる場合の子ども等を扶養する勤労者の貸付金利引下げ特例措置が適用される際は、通常の財形住宅融資の金利から年0.2%引き下げた金利となります(6年目以降は、年0.2%の引き下げは行わず、通常の財形住宅融資と同じ金利となります)。 (*)ご自分と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設又は購入する住宅に同居する場合は、3,690万円となります。 ※ 融資の契約締結日から5年を経過する日の翌日に適用金利が変更され、6年目以降も5年ごとに見直します。 ※ 融資金利は、加入する新団体の種類等により異なります。融資金利は、住宅金融支援機構のホームページなどでご確認ください。 ※ 詳しくは、「財形住宅融資のご案内(東日本大震災特例措置)」及び「財形住宅融資の融資金利に関する確認書(東日本大震災特例措置)」をご覧ください。
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※ ボーナス払いの併用はできません。
担保	融資の対象となる建物と敷地に、機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。 ※ リフォーム融資の場合は、建物に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきますが、建物が共同建ての場合や融資額が520万円を超える場合等機構が必要と認めたときは、敷地にも抵当権を設定していただきます。 ※ 抵当権の設定費用(司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。 ※ 詳しくは、「財形住宅融資のご案内(東日本大震災特例措置)」の2ページをご覧ください。
保証人	必要ありません。
物件検査	住宅が機構の定める技術基準に適合していることを確認する物件検査を受けていただきます。 物件検査手数料は、各検査機関等により異なります(物件検査の申請先については、機構ホームページでご確認ください)。 ※ 物件検査の手数料は、お客さま負担となります。

住宅金融支援機構 財形住宅融資 商品概要説明書 <東日本大震災特例措置>

(裏面)

説明事項	商品概要
資金の受取	<p>資金の受取方法は、申込区分により異なります。</p> <p>【申込区分が新築住宅建設の場合】 次の①又は②のいずれかの方法からお選びいただけます。</p> <p>① 一括受取：住宅が完成し、所定の手続が終わってから一度に受け取る方法</p> <p>② 分割受取：現場審査（中間時）を申請した後に中間資金を受け取り、残りを住宅完成後に受け取る方法 分割受取の中間資金のお受取は、住宅の融資のみの場合は住宅融資額の80%又は60%の額、住宅と土地の融資がある場合は住宅融資額の80%又は60%の額と土地融資額の100%の額の合計額です。</p> <p>【申込区分が新築住宅建設以外の場合】 一括受取のみです。</p> <p>※ 詳しくは、「財形住宅融資のご案内（東日本大震災特例措置）」の13ページ及び40ページをご覧ください。</p>
団体信用生命保険	<p>機構団体信用生命保険にご加入いただけます。万一の場合に備え、是非ご加入ください。</p> <p>※ 加入する新団信の種類等により融資金利は異なります。</p> <p>※ 詳しくは、「財形住宅融資のご案内（東日本大震災特例措置）」の2ページをご覧ください。</p>
火災保険	<p>返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。</p> <p>建物の火災による損害を補償対象としていただきます。</p> <p>保険金額は、融資額以上(*)とします。</p> <p>(*) 融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。</p> <p>※ 火災保険料は、お客さま負担となります。</p>
手数料	<p>融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。</p>
再度申込み	<p>融資手続中に、申込み時の金利よりも融資金利が下がった場合は、金利引下げのメリットを受けるために、今回の申込みを取り下げ、再度お申込みをしていただくことができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。</p> <p>再度申込みをする場合は、「財形住宅融資のご案内（東日本大震災特例措置）」の22ページに記載した注意点を十分ご確認の上、手続を行ってください。</p>

(令和5年10月現在)

令和6年1月1日～令和6年3月31日までに融資のお申込みをされた方の金利は、以下のとおりです。

財形住宅融資金利のお知らせ（東日本大震災特例措置）

令和6年1月1日

財形融資
(東日本大震災特例措置)

○適用期間

令和6年1月1日～令和6年3月31日までに融資のお申込みをされた方

※ 次回の融資金利改定スケジュール 令和6年4月1日（発表：令和6年3月下旬）

令和5年10月1日～令和5年12月31日までに融資のお申込みをされた方の金利は、本お知らせの最後のページに掲載しています。

○ 融資金利

<団体信用生命保険に加入する場合>

		新機構団信	新機構団信 (デュエット)	新3大疾病付機構団信
当初5年間	融資金額3,060万円(*1) までの部分	年 0.00%	年 0.00%	年 0.00%
	融資金額3,060万円(*1) を超える部分 6年目以降 (5年経過ごとに見直します。)	年 1.53%	年 1.71% 未定 *2	年 1.77%

・健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。
その場合の融資金利は以下のとおりです。

当初5年間	融資金額3,060万円(*1) までの部分	年 0.00%
	融資金額3,060万円(*1) を超える部分 6年目以降 (5年経過ごとに見直します。)	年 1.33% 未定 *2

*1 被災親族同居の場合は3,690万円となります。被災親族同居とは、別居していた申込人と親族の関係にある方がそれぞれ被災し、かつ、新たに建設又は購入する住宅に申込人と同居することをいいます。

*2 見直し後の融資金利は、当該金利が適用される日までにお客さまにてお知らせします。

(融資金利の特例措置について)

融資金額3,060万円（被災親族同居の場合は3,690万円）を超える部分の融資金利に係る特例措置になります。

・平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に、中小企業勤労者（常時雇用する労働者数が300人以下である企業に勤務する方をいいます。）が財形住宅融資の申込みをされる場合は、当初5年間は上表の融資金利から年0.20%引き下げた融資金利が適用されます。

・平成27年7月1日から令和6年3月31日までの間に、子ども等を扶養する勤労者（健康保険等において、本人又は配偶者が被保険者等であって、子ども等(※)を扶養する方をいいます。）が財形住宅融資の申込みをされる場合は、当初5年間は上表の融資金利から年0.20%引き下げた融資金利が適用されます。

※ 子ども等とは、次のア及びイに該当する方をいいます。

ア 出生日が次の表に該当すること

申込みの受付時点	出生日
令和5年4月1日～令和6年3月31日	平成17年4月2日以降

イ 申込みの受付時点で、次の(7)又は(4)のいずれかに該当すること

(7) 申込本人又はその配偶者を被保険者とする健康保険等において被扶養者となっている申込本人の三親等内の親族（申込本人の配偶者の三親等内の親族を含みます。）

(4) 申込本人を被保険者とする健康保険等において被扶養者となっている申込本人と内縁の関係にある者の子

(ご注意)

・独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う財形貯蓄融資とは異なります。

・財形住宅融資の金利は、5年固定金利制です。

・5年経過ごとに金利の見直しがありますので、将来の金利情勢によっては、見直し後の金利が上昇し、返済額が増加することがあります。

・融資の条件および手続については、「財形住宅融資のご案内」（東日本大震災特例措置）又は当機構ホームページ（www.jhf.go.jp）をご覧ください。

・長期間の多額の借入金を将来の金利情勢にかかわらず安定的に安心してご返済いただくには、「財形住宅融資」と長期固定金利型住宅ローンを組み合わせてご利用いただくことをお勧めします。